

年金受給等支援事業業務委託仕様書

埼玉県（甲）が受託者（乙）に委託する業務内容は、次のとおりとする。

1 履行期間

契約締結時から令和9年3月31日まで

2 業務達成目標

履行期間内に、支援対象者（3の(1)で定める支援対象者をいう。以下同じ。）630人を縦覧点検し、そのうち、年金受給の可能性が高いと思われる315人以上について年金受給権を確認する。

そのうえで、受給可能性のある対象者及び福祉事務所ケースワーカー等に対し、必要な助言や支援を行い、生活保護受給者の自立を促進する。

3 内容

(1) 支援対象者

甲が設置する福祉事務所（以下「福祉事務所」という。所在地及び所管区域は別添資料参照。）が所管する生活保護受給者であって、福祉事務所が年金受給権等の確認を必要と判断した者。

(2) 乙は、支援対象者に関する以下の業務を行い、その実績を福祉事務所に報告する。

- ア 年金加入期間の確認
- イ 基礎年金番号に紐づいていない加入記録の確認
- ウ 各種年金裁定請求及びその支援
- エ その他、年金事務所での調査、折衝
- オ 各種社会保険制度の利用支援
- カ 年金受給可能性のある対象者及び福祉事務所ケースワーカーへの助言、支援

(3) 乙は、本委託契約の当月に係る上記（2）の各項目に関する活動状況をとりまとめ、甲及び福祉事務所に報告する。

(4) 乙は、以下の項目について、甲に報告する。

- ア 事業に必要となる規定の作成に関すること。
- イ 事業実施計画の策定に関すること。
- ウ その他事業の成果測定に必要な資料の収集・作成に関すること。

(5) 支援対象者は、福祉事務所長が定め、乙に通知する。

4 社会保険労務士の資格

年金受給権の調査、年金裁定請求、年金受給に係る被保護者及びケースワーカーへの助言・支援の業務を行う者は、次に該当する者とする。

- ・ 社会保険労務士法第9条に定める試験に合格し、社会保険労務士法第14条の2第1項に定めるとおり、全国社会保険労務士会連合会に備える社会保険労務士名簿に令和8年3月末日時点で、登録している者。

5 委託費

委託料には次のものが含まれる。

- ア 人件費
- イ 事務所借上費用（敷金、保証金は含まない。）
- ウ 交通費
- エ 通信費
- オ 事務機器賃貸借費用（レンタル又はリース）
- カ その他事務費
- キ 障害年金裁定請求に係る診断書料及び請求に必要な証明書発行手数料

※当該事業で使用するパソコンについては、社会福祉課が用意したものを使用すること。

6 委託料の支払

甲は、乙に対して、年2回概算払いにより委託料を支払うことができる。

精算は、事業実績に応じて行う。ただし、支払いの上限額は予算の範囲内とする。

7 報告

乙は、福祉事務所に対して、支援対象者ごとに3（2）に係る支援の状況を書面により遅滞なく報告すること。

また、乙は、甲に対して、報告日までの委託業務の活動状況を取りまとめ、9月、11月、1月、3月の各月末日までに電子データにより報告すること。

※ 報告の様式等については、別途甲と乙で協議し定める。

8 特記事項

- (1) 乙は、業務を遂行する上で、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条、第67条の内容を遵守し、特に個人情報の保護及び漏えい防止に関して徹底を図ること。また、乙は、業務を遂行する上で、これに関わる職員を管理監督するとともに、同法第66条、第67条、第176条及び第180条の規定の内容を周知し、特に個人情報の保護及び漏えい防止に関しては周知徹底を図ること。
- (2) 乙は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを本業務以外に使用してはならない。また、個人情報にかかるデータの紛失等が、決してないよう厳重に鍵付き金属書庫にて保管すること。

また、業務に使用した情報システム機器を廃棄、リース返却等する場合、機器内部の記憶装置から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じることとし、物理的な破壊又は磁気的な破壊を確実に行うこと。

なお、委託業務が終了する場合の電子事務機器における残存データに関しても必ず責任を持って対応し、それを起因とする漏えいに関しては履行期間外でも責任を負うこととする。

- (3) 甲は、乙がこの契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) 甲は、社会保険労務士が本業務の遂行に支障をきたすと判断した場合は、年度途中であっても、乙に対して当該社会保険労務士の変更を要求できるものとし、乙は速やかにこれに従うものとする。
- (5) 乙は甲に対し社会保険労務士の名簿を、業務受託後速やかに提出する。業務受託期間中に、社会保険労務士の変更があった場合には、直ちに変更名簿を提出するものとする。
- (6) 甲は、本業務中における社会保険労務士の事故については一切責任を負わない。

9 その他

この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、甲、乙が協議して決定するものとする。